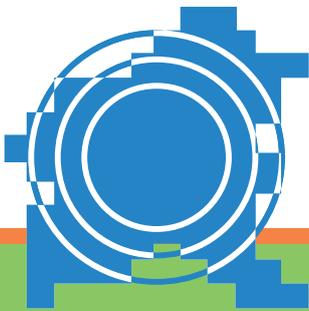


交通安全



ぐんま

2023.5 第341号



(公財)群馬県交通安全協会
群馬県交通安全活動推進センター



第41回交通安全写真コンクール入選作品（エフエム群馬賞）撮影 秋山昌志氏（安中）

春の全国交通安全運動

運動期間 5月11日(木)～5月20日(土)

令和5年春の全国交通安全運動



令和4年度J-A共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
桐生市立広沢中学校（入賞当時1年生）
井野 燈 さんの作品

一 運動期間

五月一日（木）～五月二〇日（土）
交通事故死ゼロを目指す日
五月二〇日（土）

二 運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

三 運動スローガン

◎年間スローガン
急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ

◎サブスローガン
あんぜんは いのちをまもる

四 運動の重点

①こどもを始めとする歩行者の安全確保

いじめ防止

●道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
●信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所を待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、

周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。

高齢者は

加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を積極的に受講する。

一般歩行者は

●道路を横断するときは信号機や横断歩道のある場所を利用し、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から進行して来る車との距離感覚がつかみにくいことから、左側から進行して来る車に注意する。

一般歩行者は

●横断歩道を渡ることや信号機に従うことなど、基本的な交通ルールを守る。

一般歩行者は

●道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する。

一般歩行者は

●夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服等を着用する。

保育所・幼稚園・学校等では

●未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。

家庭・地域では

●こどもや高齢者が出掛けるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。

職場では

●朝礼等を通じてこどもや高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予測した安全運転について指導する。

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

一般歩行者は

●交通ルールへの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆ

ずり合い」の気持ちを持った運転に努める。

横断歩道等

●こどもや高齢者がいない前で停止可能な速度で進行し、歩行者等の保護を徹底する。

一般歩行者は

●運転中のスマートフォン等の使用や注視は絶対にしていない。運転者は、自身はもちろんのこと後部座席を含めた同乗者にシートベルトを着用させる。また、幼児・児童を同乗させるときは、子供の发育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。

一般歩行者は

●交通事故や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）に遭った場合に備えて、ドライブレコーダーの設置に努める。

一般歩行者は

●歩行者や自転車等を早期に発見できるように早めにライトを点灯するとともに、夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用する。

高齢運転者は

●交通安全教室に積極的に参加するとともに、運転適性検査や高齢者講習など加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。

一般歩行者は

●衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技术を搭載した安全運転サポート車（略称「サポカー」）の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。

一般歩行者は

●身体機能の変化等により、安全運転に不安を感じた場合は、安全運転相談ダイヤル（#8080）を利用し、運転免許証の自主返納や、サポートカー限定免許への切替を検討する。

職場・学校・家庭・地域では

●「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。

一般歩行者は

●運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進する。車が出かける家族に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声をかける。

③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

利用者は

●乗車用ヘルメットの着用を努め、自転車に他人を同乗させるときは、同乗者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

一般歩行者は

●群馬県交通安全条例に基づき、自転車事故被害者の救済に資するための自転車保険等に加入する。

一般歩行者は

●自転車は車両であること再認識し、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど）を守って運転する。

一般歩行者は

●反射材用品等を取り付け、自転車の被視認性を向上させる。自転車利用者等の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。

家庭・学校・職場では

●「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルールの遵守を徹底する。

一般歩行者は

●群馬県交通安全条例に基づき、保護者は、未成年者が自転車に乗るときは、自転車保険等に加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

一般歩行者は

●群馬県交通安全条例に基づき、通学に自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険等加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険等に関する情報を提供するように努める。

一般歩行者は

●自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、配達員に交通ルールを遵守するよう呼び掛ける。

自転車販売店は

●群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険等加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険等に関する情報を提供するように努める。

令和五年使用
交通安全ポスターデザイン
入選作品決まる

令和五年に使用する「交通安全ポスターデザイン」の入選作品が決定しました。
全国から多数の応募作品が寄せられ、内閣総理大臣賞、内閣府特命担当大臣賞、警察庁長官賞、全日本交通安全協会会長賞、毎日新聞社賞がそれぞれ三ポイントと文部科学大臣賞（こども部門のみ）が一点、佳作が九点選ばれました。

内閣総理大臣賞 最優秀作品

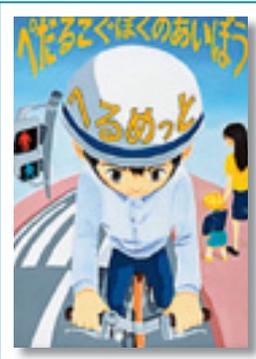
（敬称略）



運転者（同乗者を含む）向け
竹本 優子（石川県）



歩行者・自転車利用者向け
山口 さくら（岡山県）



こども部門
安陪 華子（福岡県）

第42回

交通安全写真コンクール 作品募集

群馬県交通安全協会では、交通安全活動に関する写真を募集します。

◆応募期間

令和五年六月一日から
一〇月六日までの間

◆応募要領

○課題

交通安全活動や交通モラルの向上等を
呼びかける写真

○撮影期間

令和四年一〇月一日から令和五年
九月三〇日の間に撮影した作品

○応募資格

・県内在住又は県内在勤・在学する方。

○応募点数

一人一点とする。

○応募方法

・作品の裏面に、必要事項を記入
した作品応募票を貼付し、群馬
県交通安全協会又は地区交通安
全協会宛てに持参若しくは郵送
してください。

〒三七一一〇八四六

前橋市元総社町八〇一―一四

群馬県交通安全協会

○作品規格等

・カラープリント四ツ切(二五・
四×三〇・五cm)、四ツ切ワイド
(二五・四×三六・五cm)程度又
はデジタルプリント四ツ切・A
4フルサイズ程度とする。(画像
加工は不可。)

・入選等の作品は、必要に応じて写
真原版の提出を求める場合がある。

・応募作品は、未発表作品に限る。

・応募作品に関する各種権利は、
群馬県交通安全協会に帰属する

◆表彰

こととし、作品は返却しない。
・第三者を撮影する場合は、肖像
権の侵害に配慮し、応募者の責
任で対応すること。

入選六点(群馬県知事賞・群馬県警
察本部長賞・群馬県交通安全協会理
事長賞・上毛新聞社賞・群馬テレビ賞・
エフエム群馬賞)、他、佳作数点を表
彰する。

◆主催

(公財)群馬県交通安全協会

◆共催

群馬県、群馬県警察

◆後援

(株)上毛新聞社、群馬テレビ(株)、
(株)エフエム群馬

◆問い合わせ

TEL.027-253-9080



前回の「群馬県知事賞」作品

第13回 高齢者交通事故防止ポスターコンクール作品募集 特別テーマ「中高生の自転車交通事故防止」

交通事故死者の約7割が高齢者であることから、高齢者の交通事故防止をテーマとしたポスターを募集します。

また、本県は中高生の自転車乗用中の交通事故が多く発生し、中高生1万人当たり、高校生は全国ワースト1位、中学生もワースト上位であることから、中高生の自転車交通事故防止をテーマとしたポスターを併せて募集します。

優秀作品は、表彰するとともに交通安全啓発ポスター・チラシ等に活用します。

◆作品テーマ 高齢者の交通事故防止又は中高生の自転車による交通事故防止

◆応募資格 県内在住者又は県内在勤、在学する方

◆応募期間 令和5年6月1日から令和5年10月6日までの間

◆作品規格等

- 画用紙の四つ切り(540×380mm)程度とする。
- テーマに合った標語等を考えて、作品に入れる。
- 応募点数は、一人1点とし、未発表のオリジナル作品に限る。
- 標識、表示等を書き入れる場合は、道路交通法に基づく図柄とする。
- 応募作品に関する各種権利は、群馬県交通安全協会に帰属し作品の返却はしない。

◆応募方法等

作品の裏面に、必要事項を記入した作品応募票を貼付し、群馬県交通安全協会又は地区交通安全協会宛てに持参若しくは郵送してください。

〒371-0846 前橋市元総社町80番地14 群馬県交通安全協会

(問い合わせ) TEL.027-253-9080 <https://www.gunma-ankyo.or.jp>

◆主 催 (公財)群馬県交通安全協会

◆共 催 群馬県 群馬県教育委員会 群馬県警察

◆後 援 (株)上毛新聞社 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬



前回の「群馬県知事賞」作品

各地区の交通安全活動

高崎



高齢者交通安全教室

前橋東



交通安全ショッピング作戦

前橋



県民交通安全日街頭指導

安中



交通安全街頭指導

富岡



交通安全街頭指導

藤岡



保育園交通安全教室

大泉



自転車マナーアップ運動

太田



区長会議交通事故防止啓発

伊勢崎



自転車マナーアップ指導

渋川



幼稚園交通安全教室

桐生



交通安全街頭指導

館林



交通安全街頭指導

交通安全協会へのご入会をお願いします。

- 交通安全協会は、悲惨な交通事故を防止するため、様々な交通安全活動を行っています。この活動の支えになっているのが、会員の皆様からご支援をいただいている会費です。会費は、皆様の居住地の交通安全協会の活動に活用させていただいております。
- 交通安全協会の活動にご理解いただき、運転免許証の更新時、新規に運転免許を受けたときには是非ご入会をお願いします。

会費 年会費は700円です。

受付 (公財)群馬県交通安全協会、地区交通安全協会の窓口で受付をしています。



交通安全協会では、皆様の会費によって様々な交通安全活動を行っています。交通安全協会へのご入会をお願いいたします。